【参考資料】

**○○町会規約（会則）**

**第１章　総則**

（名称）

第１条　この会は、○○町会（以下「会」という。）と称する。

（会員）

第２条　会は、○○地域の住民（加入単位は世帯）及び事業所をもって構成する。

（事務所）

第３条　会の事務所は○○○に置く。

**第２章　目的及び事業**

（目的）

第４条　会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、

福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力を進め

つつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

（事業）

第５条　会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦に関すること。

（２）専門部活動に関すること。

（３）会内外の各種団体との連絡調整に関すること。

（４）行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。

（５）所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関すること。

（６）地域の将来計画の作成に関すること。

（７）その他会の目的達成に必要な事業。

**第３章　役員**

（役員の種類）

第６条　会に次の役員を置く。

（１）会長１名

（２）副会長○名

（３）書記○名

（４）会計１名

（５）監事（監査）○名

（６）班長・ブロック（棟）長○名

（７）専門部長○名

（選出方法）

第７条　会長、副会長、書記、会計、監事（監査）、専門部長は総会において出席者の投

　　　票により、会員の中から選出する。選挙の方法は別に定める。班長・ブロック（棟）

長は各単位会員の中から選出する。

（任務分掌）

第８条

（１）会長は、会を代表し、会務を統括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（３）書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

（４）会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

（５）監事（監査）は、会の監査を行う。

（６）班長及びブロック長は、班やブロックをまとめ、代表して会務に協力する。

（７）専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

（任期）

第９条　役員の任期は○年とし、再任を妨げない。

**第４章　会議**

（会議の種類）

第１０条　会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

（１）総会は、会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とし、１世帯１名の会

員をもって構成する。

（２）役員会は、監事（監査）を除く第６条の役員をもって構成する。

（３）専門部会は、各専門部員をもって構成する。

（招集）

第１１条　定時総会は、年１回開催する。臨時総会は、会員の○分の○以上の請求があっ

たとき、又は役員会において総会開催の議決があったとき、会長が招集する。役

員会は、必要に応じ、会長が招集する。専門部会は、原則として月○回開催し、

各専門部長が招集する。

（議決事項）

第１２条 総会は、次の事項を議決する。

（１）事業報告及び収支決算に関すること。

（２）事業計画及び収支予算に関すること。

（３）規約（会則）の制定に関すること。

（４）役員の選任及び解任に関すること。

（５）その他、会運営にかかる重要事項に関すること。

ただし、重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、会長は次の

総会で報告し、承認を受けなければならない。

（成立要件及び議長並びに議決）

第１３条　会議は、構成員の○分の○の出席をもって成立する。ただし、やむをえない

事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

総会の議長は、会員のなかから選出し、役員会及び専門部会は、それぞれ会長

及び専門部長が議長となる。

会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長が

これを決する。

**第５章　組織**

（専門部）

第１４条　会に、次の専門部を置く。役員会は、必要と認めたとき、臨時の専門部を設け

ることができる。

（1）総務企画部、（2）防災防犯部、（3）環境衛生部、（4）交通安全部、（5）文化部

（6）体育部、（7）福祉部、（8）調査広報部、（9）施設管理部

（班及びブロック（棟））

第１５条　会の運営を円滑に行うために、班及びブロック（棟）を置く。

２　班及びブロック（棟）の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決及び総会

の承認を受ける。

３　班及びブロック（棟）は、会員の中から班長及びブロック（棟）長を選出する。

（連合組織）

第１６条　会は、広域的問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加し、連絡

調整を行うものとする。

**第６章　会計**

（会計年度）

第１７条　会の会計年度は、毎年○月１日に始まり、○年○月末日に終わる。

（収入）

第１８条　会の収入は、次の収入により運営する。

（１）会費 （２）寄付金 （３）補助金（４）その他

（会費）

第１９条　会の会費は、一世帯月額○○○円とする。会費は、班又はブロック（棟）にお

いて徴収し、班長又はブロック（棟）長がまとめて毎月○○日までに会計に納入

するものとする。なお会費の納入は、○か月分をまとめて前納することができる。

２　会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

（支出）

第２０条　支出は、総会で議決された予算にもとづき、会の目的にそって行う。

２　会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

３　納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

（会計及び資産帳簿の整備）

第２１条　会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿

を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

**第７章　監事（監査）**

（監査と報告）

第２２条　監事（監査）は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

**第８章　加入及び脱退**

（加入）

第２３条　会に加入しようとするものは、会長、班長、ブロック（棟）長に届け出るもの

とする。

町内会（自治会）の区域に入居した世帯又は開業した事業所があったときは、会

は、その世帯又は事業所にこの会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

（脱退）

第２４条　会員の脱退は次の場合とする。

（１）会の区域内に居住しなくなったとき。

（２）本人の申し出があったとき。

**附　則**

（規約（会則）の改廃）

１　会の規約（会則）の改廃は、総会の議決を経なければならない。

（細則の制定）

２　役員会は、この規約（会則）を実施するにあたって必要がある場合には、細則を定め

ることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なけ

ればならない。

（施行日）

３　この規約（会則）は、○○年○○月○○日から施行する。

|  |
| --- |
| ※ この町会モデル規約（会則）は、（株）自治体研究社発行の「新 自治会・町内会  モデル規約―条文と解説―」を参考にしたものです。 |